第３節　希少野生動植物の保護など生物多様性の確保

1　野生動植物の生息、生育状況調査【自然保護課】

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくための重要なカギとなります。しかし、本県でも、社会経済活動の進展により、都市化の進行や森林の減少、海岸や河川の開発などが進み野生生物の生息・生育環境は次第に脅かされてきました。また、里地里山の管理がなされなくなることにより、メダカやゲンゴロウなどかつては身近に見られた動植物が著しく減少し、移入種（外来魚等）が在来種を駆逐するなど生物多様性を脅かす新たな現象が生じ、「新・生物多様性国家戦略」の中でも大きな課題とされています。

県では、生物多様性の確保等に資するため、これまで自然環境に関する各種の調査を実施してきました。その成果については、報告書の他、ホームページ「みどりのデータバンク」を通じて公開しており、自然保護意識の向上や環境教育のために活用されることを期待しています。

URL http://midori.eco.ain.pref.fukui.jp/gbank/G_index.html

①自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、「緑の国勢調査」とも呼ばれ、全国的な観点から我が国における自然環境の現況および改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備することを目的として、環境省が自然環境保全法第4条の規定に基づき実施しています。

県では、昭和48年度以降、毎年、環境省の委託を受けて本調査を実施しており、平成14年度は哺乳類分布調査、平成15年度はメダカやゲンゴロウなど希少野生生物が集中して生息する里地里山を選定するため、県内の希少野生生物の生息状況に関する調査を実施しています。

②レッドデータブックの作成

県では、本県の野生動物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しており、平成13年度には「動物編」を平成15年度には「植物編」を発行しました。

「動物編」では、すでに野生の状態では絶滅したと考えられる「県域絶滅」をはじめ、絶滅の危険性の程度に応じて4区分に分類した合計371種の動物が掲載されています（表3-4-10）。

また、「植物編」においても同様の区分で分類したところ合計458種が選ばれました（表3-4-10）。本県の生物多様性を保全する観点から、これらの野生生物をどのように保護していくかが今後の課題となっています。

サギソウ（県域絶滅*1）

表3-4-10　福井県カテゴリー別選定種数

		県域絶滅	県域絶滅危惧Ⅰ類	県域絶滅危惧Ⅱ類	県域準絶滅危惧	要注目	総　計
維管束植物	シダ植物	1	31	13	10	9	64
	種子植物	12	128	117	66	71	394
小　計		13	159	130	76	80	458
淡水藻類			12		3	19	34
合　計		13	171	130	79	99	492

*1 **県域絶滅**：福井県内では、野生では絶滅したと考えられる種

コラム

新・生物多様性国家戦略

１９８０年代にはアマゾンなどで熱帯雨林の破壊等が進み、膨大な量の生物を絶滅させたことから、地球上の生物種を保全するための国際的な対策が求められるようになりました。こうした動きを受けて、１９９２年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた地球サミットで「生物多様性条約」が採択され、生物の多様性を遺伝子、種、生態系の３つのレベルでとらえ保全することの重要性が示されました。

日本は、翌１９９３年にこの条約に加盟し、１９９５年には生物多様性を保全する理念や基本方針を掲げた「生物多様性国家戦略」を策定しました。その後、環境意識の高まりや各省の環境保全に向けた取組みの進展など取り巻く環境が変化したことを受け、改訂作業が進められ、２００２年３月に「新・生物多様性国家戦略」を策定しました。

２　地域と連携した希少野生生物の保全・活用【自然保護課】

日本の原風景ともいえる里地や里山は、国の4割を占め、農産物や薪炭の原料を生産・採取する場であるとともに、メダカやゲンゴロウ、ホタルなど多くの生き物の生息・生育環境になっていました。しかし、近年、農法の近代化や基盤整備により里地里山の自然環境が変容し、里地里山は、絶滅危惧種の5割前後が生息する生物保全多様性保全上重要な地域となっています。里地里山に分布することがわかってきました。

武生市西部地域には、里地里山の原風景や自然環境が今も良好な状態で残されており、多くの希少野生生物の生息・生育が確認されています（第1部2(3)、6ページ参照）。県では、本地域の保全と活用を図るための総合的な計画「人とメダカの元気な里地づくりビジョン」を平成16年度末に策定するため、地域住民、関係団体、学識経験者等からなる検討会を設置し、幅広い合意形成と専門的知見からの検討を進めています。

また、検討会と並行して地元では「里地探検隊」を実施しています。これは、外部の人と住民がいっしょに集落とその周辺の雑木林、山林、ため池、神社などを歩き観察しながら、地域の自然や生活文化について調べ、その結果を今後の地域づくりに活かそうとするものです。日ごろ、出入りすることが少ない場所へ外部の人といっしょに出かけることで、これまで気づかなかった地域の宝が見えてきます。こうした活動を計画づくりに連動させ、地域の方の地域に対する誇りや環境意識を醸成しています。このような取組みが評価され、平成16年6月29日に国が行う里地里山保全再生モデル事業に選定され、今後20年度までの間に、国による保全と活用のモデル事業が展開される予定です。

里地探検隊

３　外来魚対策【水産課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバスの総称）とブルーギルは、魚や魚卵を食べ、繁殖力の強さと環境適応力の高さから在来生態系や漁業に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。これらの外来魚は、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布域が全国に広げられたと考えられており、その生息域の拡大が深刻な社会問題になっています。

本県でも、オオクチバスやブルーギルの生息が確認されており、現在、北潟湖や三方湖では漁業者による駆除が行われています。また、両湖以外でもこれらの外来魚の生息が報告されています。

県では、内水面漁業調整規則でブラックバスやブルーギルの移植（放流）を行うことを禁止するとともに、漁業者による駆除への助成、県民に対する啓発活動を行ってきました。平成16年度からは、さらに外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立等を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。